**令和５年度 青森県被災建築物応急危険度判定士養成講習会**

**～　開催のご案内　～**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県県土整備部建築住宅課

被災建築物応急危険度判定は、地震により被災した建築物について、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士が建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示するものです。

平成７年に発生した阪神・淡路大震災で初めてこの判定が行われ、その後、各自治体で応急危険度判定士の養成等が行われていますが、平成２３年３月に発生した東日本大地震や平成２８年４月に発生した熊本地震を教訓に、さらなる応急危険度判定士の養成が求められています。

今回の講習会を多数の方が受講され、応急危険度判定士として登録されることをお願いします。

（応急危険度判定士に関する県ＨＰ**：**<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/oukyukikenndo.html>）

**●主　催**：青森県

**●日　時**：令和５年６月１３日(火)　１０時００分～１２時００分　※受付開始　９時３０分から

**●会　場**：アピオ青森（青森市中央３丁目１７－１）イベントホール（定員234名）

アピオ駐車場は当日かなり混み合うことが予想されます。可能な限り公共交通機関でお来しください。お車でお越

しで、駐車場が満車の場合、民間駐車場（別途有料）をご利用願います。

**●対象者**：①建築士

②国、地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者で、建築に関する実務として３年以上の経験を有する者

又は、特定行政庁の職員及び職員であった者で、建築に関する実務として２年以上の経験を有する者

③建設業法第２７条第１項による建築に関する一級又は二級施工管理技士の資格を有する者

④建築基準法第１２条第１項による特定建築物調査員の資格を有する者

**●定　員**：４０名程度

**●受講料**：無料

**●講習内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 内　　　容 | 説明者等 |
| 10:00～  10:05～  ～12:00 | 開会挨拶  応急危険度判定制度・基準について  応急危険度判定士の登録について | 青森県県土整備部建築住宅課長  建築指導グループ　担当者  ※適宜休憩を取ります。 |

**●テキスト**：被災建築物応急危険度判定マニュアル

　　　　　　　　　（発行：財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）

**●申込方法**：①または②のいずれかの方法で申込みをしてください。

①青森県電子申請届出システムによる申込み

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=9847

　　　　　　　　②別紙の「受講申込書」に必要事項を記入し、建築住宅課へメール又はＦＡＸで送信

**●申込締切**：令和５年６月２日（金）※定員になり次第、締め切らせていただきます。

●**その他**：応急危険度判定士の登録を希望する方は、当日、顔写真（縦3cm横2.5cm）２枚、印鑑及び該当する免許証等（建築士は免許証、施工管理技士は合格証、調査員は資格者証）の写しを持参してください。

**●お問合せ先**：青森県　県土整備部　建築住宅課　建築指導グループ　担当　石田

〒030-8570　青森市長島１丁目１番１号（青森県庁北棟3階）

TEL　017-722-1111（内線6801）　/　FAX　017-734-8197